

サーキュラーエコノミー普及啓発動画制作業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

鉱物資源や化石燃料等の天然資源は、世界的な需要の拡大により、将来的な供給制約が懸念されている。このような背景のもと、資源を効率的かつ循環的に利用する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行が、国際的に加速している。

本県においても、令和8年3月に策定した「栃木県環境総合計画」において、サーキュラーエコノミーへの移行推進を掲げ、7R（リデュース、リユース、リサイクル、リファイン等）の促進等を通じて、その実現を目指している。しかしながら、県民のサーキュラーエコノミーに対する認知度や理解度は十分とは言えない状況にあり、加えて、再生材を原料として使用した製品は、一般に価格が高くなる傾向にあり、消費者に選択されにくいといった課題も指摘されている。

このため本業務では、県民を対象として、サーキュラーエコノミーの意義や必要性、日常生活や消費行動の中で実践可能な具体的取組を分かりやすく伝える普及啓発動画を制作することにより、理解の促進及び主体的な行動変容を促すことを目的とする。

2 業務概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | サーキュラーエコノミー普及啓発動画制作業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「サーキュラーエコノミー普及啓発動画制作業務委託仕様書」
(以下「仕様書」という。) のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和8(2026)年12月23日(水)まで |
| (4) 委託料上限額 | 3,297,250円(消費税及び地方消費税を含む。) |
| (5) 問い合わせ先 | 〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県環境森林部資源循環推進課企画推進担当
TEL : 028-623-3228 FAX : 028-623-3113
E-mail : puragomizero@pref.tochigi.lg.jp |

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する、又は契約締結時まで資格を取得する見込みの者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者

であること。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。
- (6) 類似業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和 8（2026）年 6 月 15 日（月）
イ 質問受付期限	令和 8（2026）年 6 月 19 日（金）17 時必着
ウ 質問に対する回答	令和 8（2026）年 6 月 26 日（金）予定
エ 参加表明書の提出期限	令和 8（2026）年 6 月 30 日（火）17 時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和 8（2026）年 7 月 10 日（金）17 時必着
カ 審査結果の通知・公表	令和 8（2026）年 7 月 27 日（月）

(2) 実施要領・質問書等の配布

栃木県ホームページ（産業・しごと-入札・公売-入札・公募（業務委託））からダウンロードすること。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

(3) 質問・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式 1）により電子メールにより提出すること。

- ア 受付期間：公募開始日～令和 8（2026）年 6 月 19 日（金）17 時必着
- イ 質問方法：電子メールにより、本要領 2（5）に定める場所に提出すること。
- ウ 回答期日（予定）：令和 8（2026）年 6 月 26 日（金）
- エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（4（2）の URL）に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

- ア 提出期限：令和 8（2026）年 6 月 30 日（火）17 時
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：本要領 2（5）に定める場所

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール

※郵送又は電子メールの場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ 提出書類：(ア)参加表明書（様式2）

(イ)参加資格確認書（様式3）

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8（2026）年7月6日（月）17時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

（5）企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～カに基づいて企画提案書及び業務実績書を作成し、紙資料及び電子データを提出すること（紙資料は郵送又は持参、電子データは電子メールにより提出すること）。※郵送又は電子メールの場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は（様式4）を用いて作成すること。

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、6部（正本1部、副本5部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

カ 業務実績書の様式は（様式5）を用いて作成すること。

（6）企画提案内容

ア 仕様書3に掲げる各項目の実施方法

イ 業務実施体制及びスケジュール

ウ 同類事業の業務実績

（7）企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別表「審査基準」のとおり。

(2) 審査方法

企画提案書等（添付資料を含む）の内容について、審査基準に基づき、県が設置するプロポーザル選定委員会が書面審査により審査する。なおプレゼンテーションは実施しない。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2（4）の委託料上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称等をホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行う。
- (4) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に変わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。